

第6次小田原市総合計画「2030年の小田原」動画制作業務仕様書

1 目的

第6次小田原市総合計画で描く2030年の姿とその実現に向けた取り組みの推進を、より多くの市民にわかりやすく伝えるため、動画を作成し、配信する。

2 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務に含めるものとする。

(1) 業務の概要

ア 動画の企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、発注者と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成(シナリオ)を作成すること。

イ 取材、撮影

シナリオに基づき、動画の制作に必要な取材、撮影を行うこと。

ウ 編集

映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集作成を行い、完成までに複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。

エ 規格・長さ

(ア) 4K解像度(3840×2160)とし、HD画質の動画データも納品すること。

(イ) 画角は16:9及び2:3を基本とすること。

(ウ) 動画は3分～5分程度のもを3本(提案の中で本数を増やしてもよい)とし、字幕・テロップなどを挿入し、無音でも閲覧ができるものとする。

オ 動画の内容

(ア) 第6次小田原市総合計画(行政案)をふまえ、2030年の様子については、具体的に描写すること。

(イ) 視聴した人が、自身の「9年後」(2030年)の小田原での生活を想起し、自分事として考えることができる内容であること。

(ウ) 最低3本制作する各動画について、動画の主役を設定すること。各動画の主役の設定については、幅広い年代に伝わることを踏まえ、それぞれ異なる年代の主役とすること。

(エ) 市で募集している「『2030年の小田原の姿』絵画・100文字作文・イラスト」の活用についても考慮すること

(オ) 市ホームページでの動画配信やデジタルサイネージなど各種媒体での発信も基本に、イベント等での二次利用も可能なものとする。その際、原則として令和4年度以降も継続的に配信できる内容とすること。

- (カ) (出演者がいる場合の)出演者等については、発注者との協議の上、決定すること。
- (キ) 協力者及び(出演者がいる場合は)出演者に関する交渉を行うこと。また、協力者及び(出演者がいる場合は)出演者の肖像権、並びに音楽の著作権に係る調整を行い、市ホームページやネット広告等での動画配信、イベントなどでの二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は業務委託料の範囲で行うこと。
- (ク) 仮編集の段階で発注者にプレビュー(映像によるチェック)を行うこと。
- (ケ) 必要に応じ、音楽、ナレーション及びテロップを挿入すること。ナレーション、テロップ等は、原則、日本語とすること。また、二次利用を前提とすること。

カ 成果品・納品場所

(ア) 成果物

	内容	備考
1	動画を収録したDVD-Video形式のディスク 3枚	・上記DVD、Blu-rayにはコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。
2	動画を収録したBlu-ray Disc Movie形式のディスク 3枚	・Youtube等へのアップロード用としてmp4、市内施設配信用の形式としてwmvの形式の動画ファイルも納品すること。
3	撮影素材・動画データ及び一覧表	撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。なお、撮影素材については、第三者が権利を有している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類(写し)を添付すること。

(イ) 納品場所

〒 250-8555 神奈川県小田原市荻窪300
 小田原市企画部企画政策課
 電話:0465-33-1268

3 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日

4 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

5 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納品された成果物(動画)委託業務に関する企画提案書等の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて発注者に譲渡するものとする。
- (2) 第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について撮影前に発注者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。
- (4) 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。
- (6) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスターその他プロモーション媒体に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下著作権等という。)は、発注者が保有するものとする。
- (7) 受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格を行使しないものとする。
- (8) 成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (9) 納入される成果物や委託業務で作成したチラシ、ポスター、その他のプロモーション媒体に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。
- (2) 業務の実施にあたって、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用のうえ、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すように努めることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議し、進めることとする。